



三重大学 障害学生支援ハンドブック

Accessibility

&

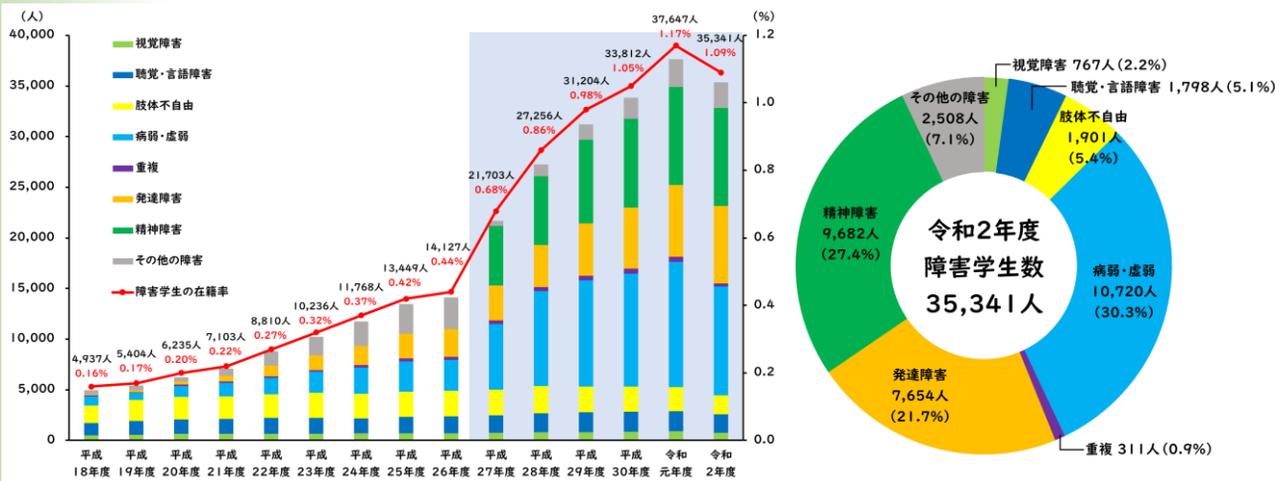
Communication

三重大学における 障害学生支援



大学における障害学生支援の動向

大学を含めた日本の高等教育機関で学ぶ障害のある学生は、年々増加しています。日本学生支援機構によると、平成30年度（2018年度）には、全学生数に対して障害学生が占める割合が1%を越えました。下図に近年の在籍状況を示しましたが、直近10年間でおよそ3.5倍に増えたことが分かります。



独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』

日本は平成26年（2014年）1月に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。第24条では、障害者が差別なく、他の者と平等に教育等の機会を確保するため、締約国においては「合理的配慮（Reasonable Accommodation）」を提供することを規定しています。

この条約の批准にあたり、国内では様々な法整備が行われました。平成23年（2011年）には「障害者基本法」が改定され、第4条に「差別の禁止」と「社会的障壁除去のための合理的配慮の提供義務」が追加されました。また、それを遵守するための具体的な措置等を規定するために、平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されています。同法が施行された平成28年（2016年）4月からは、障害のある者への「不当な差別的取扱いの禁止」が義務化され、国立大学法人では修学をはじめとした大学に関わる全ての事業において「合理的配慮の提供」が義務付けられました（2021年5月に同法の改正があり、私立大学を含む民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました）。

「障害者差別解消法」の施行に先立ち、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が文部科学省に設置され、平成24年（2012年）12月には検討会報告としての「第一次まとめ」が公表されました。ここで、大学等における「合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義され、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされました。

しかし、「第一次まとめ」以降、現場の体制整備が十分に進まず、「合理的配慮」に関しても、内容をどのように決定し、どの程度まで行う必要があるのか等、現場での判断の難しさが大きな課題となっていました。そこで文部科学省は、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）」を開催し、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する具体的な考え方や大学等が取り組むべき主要課題の整理等について検討を行いました。同検討会報告は、平成29年（2017年）3月に「第二次まとめ」として公表されています。

障害の捉え方—『個人モデル』と『社会モデル』—

大学での障害学生支援を考える上で、まずは「障害をどのように捉えるのか」というポイントが重要です。そこで、障害の『個人モデル(医学モデル)』と『社会モデル』の2つの考え方を紹介します。

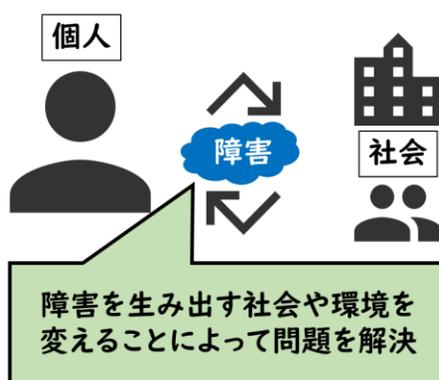
まず、『個人モデル(医学モデル)』とは、心身の機能の制限(例:見えない、聞こえない、歩けない、話せない)、英語では“インペアメント impairment”とされる部分を「障害」とみなす障害観です。障害は疾病や外傷、あるいはその他の健康状態により生じた「個人的」な問題として捉え、その解消には治療やリハビリテーション等の医療や個人の努力が必要という発想につながります。

一方の『社会モデル』とは、機能制限がある個人と社会的障壁(その個人のことを考慮しない社会の事物や制度、慣行、観念その他一切のもの)との相互作用の結果、様々な生活上の支障や困難が生じている状態、またはそれを生み出す社会の側の障壁を含めたもの、英語では“ディスアビリティ disability”とされる現象を「障害」とみなす障害観です。障害を「社会的」な問題として捉え、その解消には障壁(バリア)となる社会の側を変えることが必要という発想につながります。

障害の個人モデル(医学モデル)



障害の社会モデル



「障害者権利条約」をはじめ、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、「障がい(障害)のある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ、第二次まとめ)」はいずれも、後者の『社会モデル』の考え方が背景にあります。大学における障害学生支援のあり方考える上でも、この『社会モデル』は不可欠なポイントとなってきます。

また、障害の社会モデルに基づく障害の捉え方は、下図のような関数関係にすると分かりやすくなります。個人の側の「機能制限(インペアメント)」と社会の側の「社会的障壁(バリア)」のかけ算によって「障害(ディスアビリティ)」が生じるという関係性です。

仮に個人が変わらずとも、社会的障壁がなくなれば(0になれば)、機能制限があっても社会の中で適応的に過ごすことができ、社会的に構成された障害は解消されます。したがって、個人が変わるといよりも、個人を取り巻く社会や環境を積極的に変えていこう(≒社会的障壁を除去していこう)という発想が重要となります。



×



=



用語の解説

平成28年(2016年)4月に施行された障害者差別解消法により、障害のある者への「不当な差別的取扱いの禁止」が義務化され、また国公立大学では修学をはじめとした大学に関わる全ての事業において「合理的配慮の提供」が法的義務となりました(施行当時、私立大学は努力義務でしたが、2021年5月に同法の改正があり、私立大学を含む民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました)。

ここで、大学における障害学生支援におけるキーワードとしての「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」という用語について解説します。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。

◎正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要。
一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではない。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)より

また、差別には以下の種類があるとされています。

直接差別	間接差別	関連差別	合理的配慮の不提供
障害があることを理由に排除(または制限/不利益取扱)すること	一見中立的でも、障害があると参加が難しい慣例等をそのままにすること	障害に関連することを理由として排除すること	合理的配慮を提供しないこと
(例) ・障害があることを理由に入学や施設利用を拒否する ・本人の同意なく、障害があることを理由に他の人と異なる扱い(例:授業に参加させない)をする	(例) ・紙と鉛筆による筆記試験しか用意しない ・「みんな同じように扱う」という理由でリスニングの課題や試験を(情報保障なしで)全員に課す	(例) ・障害のある身内がいることによって家族が差別的扱いを受ける ・車椅子や盲導犬を理由に施設利用を拒否する	(例) ・視覚障害のある受験生が、問題用紙の拡大印刷や点字の試験問題を求めたにもかかわらず、それを提供をしない

● 不当な差別的取扱いの例

【機会の提供の拒否】

- ・受験、入学の拒否
- ・授業受講や研究指導の拒否
- ・施設等の利用サービスの提供拒否

【条件を付ける】

- ・保護者の同行を求める
- ・情報保障手段を用意できないという理由で、授業や行事等への参加を拒否

【場所・時間等の制限】

- ・オフィスアワーに、障害のある学生に対してのみ制限を設ける
- ・本人の同意なく、障害のある学生だけのクラスやグループ等を編成する

三重大学障がい学生支援セミナー2019『障害学生支援における合理的配慮のポイント』(講師:船越高樹先生)資料を一部改変

合理的配慮

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

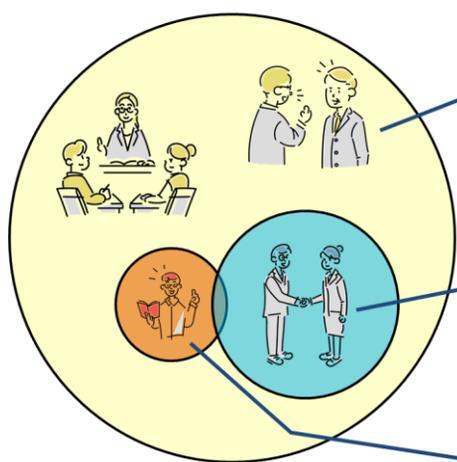
◎問題は社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという「社会モデル」の考え方にに基づき、社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)より

大学の中では、様々な形で支援や配慮が行われます。合理的配慮は、その中でも制度として大学から提供されるものであり、学生本人と大学による対話を通じて、個々の学生の状態・特性に応じかつ大学の過重な負担にならない範囲で提供されるものになります。

一方で、個々の教員の思いやりによる工夫や指導といった形で提供される「教育的配慮(教育的対応)」というものがあります。各教員の裁量による個別対応になりますが、可能な範囲で実施、提供されることが望ましいものであり、両者を組み合わせながら支援・配慮を行うことが理想的な形です。

合理的配慮とその他の支援・配慮の違い



大学で実施される支援や配慮

【教育活動の一環としての学生支援】

- 思いやり、支え合い、手伝い、支援、サポート、配慮
- 教育的配慮(教育的対応)…教員の個々の工夫
⇒ 教員側の「思いやり」の発露として提供されるもの
個々の教員のさじ加減で実施されるため、教員間でムラが生じる

合理的配慮はさまざまな支援や配慮の一部

【制度としての合理的配慮】

- 教育機関として設定したルールのもと、障害のある学生本人の意思表明をスタートに双方の建設的な対話を通して検討、実施されるもの
- 対話を通して妥当性を吟味し、学生と大学がお互いに納得した上で提供される
⇒ 本人や関係の教職員の同意なく提供されることはありません

【学内の支援部署で提供される学生支援】

- 学生相談や保健管理、障害学生支援等の担当部署で提供される専門的支援(カウンセリング等)
- 必要に応じて合理的配慮の一端を担う場合がある(連携支援)

三重大学障がい学生支援セミナー2019『障害学生支援における合理的配慮のポイント』(講師:船越高樹先生)資料を一部改変

● 合理的配慮の決定手順

- ① 障害学生からの申出(意思表示)
※ 意思表示が難しい場合はその支援を行う
- ② 障害学生と大学(学部)による建設的対話
- ③ 内容決定の際の留意事項の確認・合意形成
- ④ 決定内容のモニタリング

● 内容決定の際の留意事項

- ◆ 合理的配慮の申出内容が教育に関わる場合、
 - ・ 教育の目的
 - ・ 教育の内容
 - ・ 教育の評価
 に関する本質的な部分を確認し、
- ◆ 本質が不当な差別的取扱いに該当しないことを確認した上で
 - ・ 本質を変えず
 - ・ 過重な負担にならない範囲で
 配慮内容の決定、場合によっては教育の提供方法の変更を行う。

Q. 教育の「本質」とは何か どこにあるのか

A. 3つのポリシーとシラバス
⇒ 教育の本質の明確化

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けたものに卒業を認定し、学位を授与するのかを定めたもの。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を日遠征し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定めたもの。
アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。
シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

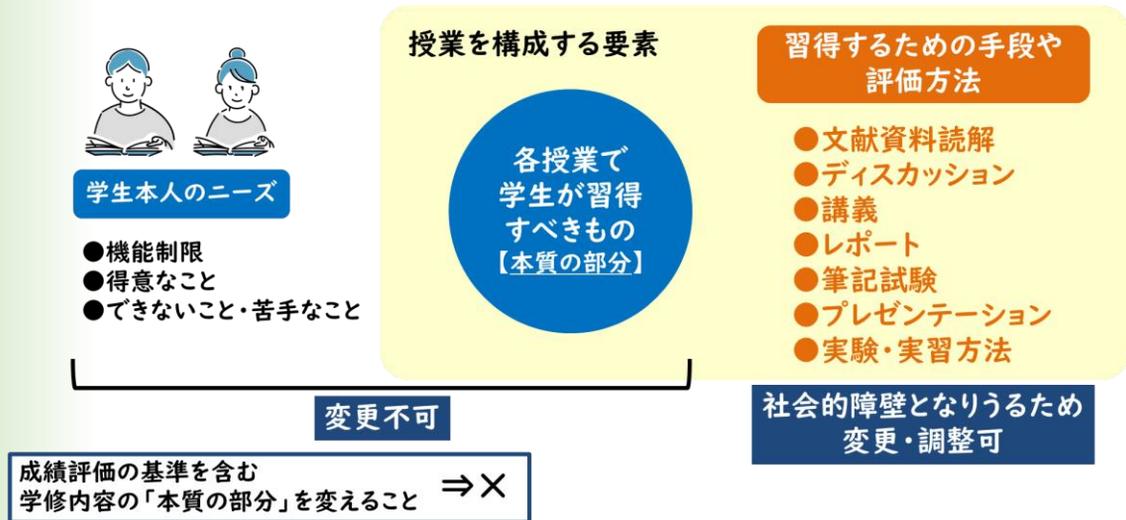
● 合理的配慮で変更・調整できる部分とできない部分

【変更・調整できない部分】

- × 障害学生本人のニーズ
- × 学部教育や各授業において習得を求められているもの(目的)
- × 成績評価の基準

【変更・調整できる部分】

- ある知識や技能の習得という目標を達成するための手段
- ある知識や技能の習得という目標の達成を評価するための方法

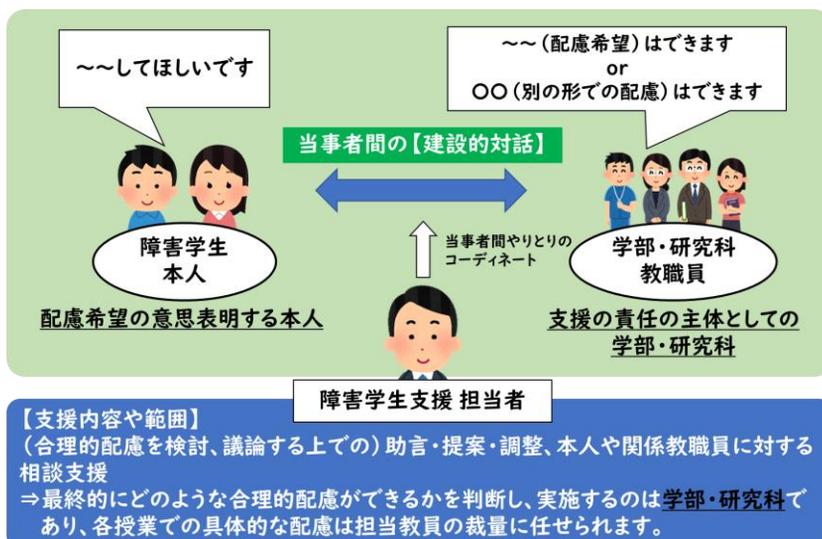


● 合理的配慮に関する対話の構造と障害学生支援担当者(コーディネーター)の役割

合理的配慮に関する対話は、配慮を申し出る学生本人と、支援の責任の主体である学部・研究科の教職員の当事者間で行われることが基本的な対話構造です。この対話が建設的なものになり、双方が納得できるものとして合意形成がされるよう、当事者間のやりとりの調整(コーディネート)を行うのが、障害学生支援担当者となります。また、配慮が実施されて以降、学生本人や配慮に関わる教職員に対して、必要に応じた相談支援も行います。

したがって、最終的にどのような合理的配慮を行うかを判断し、責任をもって実施するのは、障害学生支援センターの担当者ではなく、学生が所属する学部・研究科となります。さらには、各授業での個別具体的な配慮の判断は、各授業担当の教員が判断、実施することとなります。

また、配慮を申し出た学生の皆さんは、授業ごとに実施できる配慮が異なる可能性があるため、どのような配慮が実施されるかについて、配慮が開始された早い段階で各授業担当教員に確認するようにしましょう。



障害学生支援センターの紹介

三重大学では、障害学生支援の拠点として「障害学生支援センター」を設置しています。何らかの障害や疾患等の理由によって、学修上・大学生活上の悩みや問題が生じた場合、あるいは授業上の配慮を希望する場合の相談に応じ、適宜学内外の関連機関と連携しながら支援にあたるところです。本学の学生や教職員はもちろん、学生の保護者の方、その他学外の関連機関の方にご利用いただけます。

開室時間

月曜日から金曜日 10時00分～17時00分
(土日祝日、上記時間外は基本的に閉室しています。)

場 所

総合研究棟Ⅱ 3階
(1階正面玄関を右折、保健管理センターの上)

連絡先

TEL:059-231-9903

E-mail:2525shien@ab.mie-u.ac.jp

HP:<https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/>



主な活動

- ・障害のある学生の大学生活に関する相談・支援
- ・学修上の配慮に関わる部局や教職員との連携・調整
- ・学生に関する保護者や教職員に対するコンサルテーション
- ・障害のある学生学生の学修支援や就職支援に関する情報提供
- ・全学的な支援体制の調整
- ・支援機器の整備と貸出
- ・障害学生支援に関する学内外の理解啓発活動
- ・障害のある学生学生をサポートする学生の養成・派遣
- ・学外の支援機関・大学・地域のリソースとの連携やネットワーク形成
- ・教養統合科目「現代社会理解実践(障害学生支援実践)」の開講・運営

相談・問い合わせ方法

初めて相談・問い合わせいただく場合は、以下の方法があります。

- (1) 上記連絡先に電話またはメール
- (2) 直接来室

また、相談の形態については、

- ・対面
- ・オンライン (Zoom)
- ・電話
- ・メール 等、

ご希望される形で実施します。



修学上の配慮を受けるまでの流れ

大学における修学上の配慮は、「合理的配慮」の考えに基づいて実施されます。「合理的配慮」とは、障害や疾病等の理由によって様々な活動への参画が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁（バリア）となっているものを除去したり、代替手段や支援を提供することによって、他の学生と同等の機会を得られるようにすることです。その内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、実施する大学・学部等における体制を踏まえ、総合的に判断されます。三重大学では、以下の流れに沿って修学上の配慮に関する手続きが進みます。

STEP1 窓口に相談

自分の障害や困っていること、希望する配慮などについて、障害学生支援センターまたは所属学部・研究科の教職員にまずはご相談ください。

なお、配慮の申請にあたっては、その配慮が妥当かを判断するための根拠資料を求めることがあります。根拠資料の例を以下に示しますので、いずれかをご用意いただくと申請が円滑に進みます。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・標準化された心理検査等の結果
- ・学内外の専門家の所見
- ・高等学校・特別支援学校等での大学等入学前の支援状況に関する資料

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）より

STEP2 合理的配慮申請書の作成・提出

相談結果に基づきながら、合理的配慮の申請書を作成し、所属学部・研究科に提出します。申請書は、障害学生支援センターで受け取るか、センターHPの「学生のみなさんへ」にあるフォーマットをダウンロードし、必要事項をご記入の上提出してください。

URL：<https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/student/>

※学期の始め（前期は4月、後期は10月）から配慮を希望する場合は、およそ1ヶ月前（前期の配慮は2月下旬～3月上旬、後期の配慮は8月下旬～9月上旬ごろ）を目安に、申請書を作成・提出してください。



QRコード

STEP3 配慮内容に関する合同面談の実施

学生本人の配慮の申出をスタートとし、配慮に関わる関係者が出席する合同面談を行います。この合同面談によって、具体的な配慮内容に関する方針や情報共有の範囲などが検討、共有されます。その後、大学内の協議を経て内容が決定されます。情報共有の範囲（どの範囲まで自分の状況や配慮について知っておいてほしいか）の希望を踏まえた配慮を行っていくため、情報共有の範囲に関する同意書もご記入いただくことになります。

※この合同面談では、「障害等を理由とする合理的配慮申請書」の申請内容に基づいて話し合いが行われるため、事前または合同面談時に申請書を提出するようにしてください。

STEP4 修学上の配慮の実施

決定された配慮内容は、各授業の担当教員への配慮依頼文書を通して伝達されます。それに基づき、授業上の配慮が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは個々の授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合いましょう。

また、一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更・調整が可能です。変更をご希望される場合は、各種相談窓口にご相談ください。

学生サポーター（ACS学生委員会）

障害学生支援センターでは、障害学生を支援するサポーター学生の養成・派遣を行っています。ACS学生委員会（障害に関する学生委員会）は、サポート活動はもちろん、障害の有無に関わらず、三重大学に入学・在籍する学生が充実した大学生活を送れるよう、様々な活動を行っています。

主な活動内容

- ・授業や試験、研究等の学生生活を送る上でのサポート（ノートテイク・パソコンテイクによる情報保障、移動支援、映像教材の字幕付け作業等）
- ・障害についての基礎知識、サポート方法などの学習
- ・マスコットキャラクターの作成
- ・広報の作成
- ・学生相互のサポートを広げていくための交流イベント企画
- ・他大学の障害学生支援担当部署の見学、サポーターとの交流
- ・バリアフリーマップの作成



障害支援マスコットキャラクター「サポートフレンズ」（通称サポフレ）

活動場所

ピアサポートルーム（総合研究棟Ⅱの3階）

ご関心のある方へ

週に1回、お昼の時間にピアサポートルームにてミーティングを開催しています。直接ピアサポートルームまたは障害学生支援センターに来室されるか、ACS学生委員会のSNS等からお問い合わせください。

E-mail: mieuni.acs@gmail.com

Twitter: @Miedai_ACS

Instagram: acs_mie_u

ATライブラリー

障害学生支援センターでは、様々な機能制限を支援する機器を整備しています。学生生活を送る上での使用を希望する学生や、支援機器の導入を検討されている学部・研究科等に対して、貸出を行っています。

ATライブラリーに所管されている支援機器の種類や貸出方法については、障害学生支援センターHPの「ATライブラリー」のページをご覧ください。

障害学生支援センター「ATライブラリー」

URL: <https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/at/>



QRコード

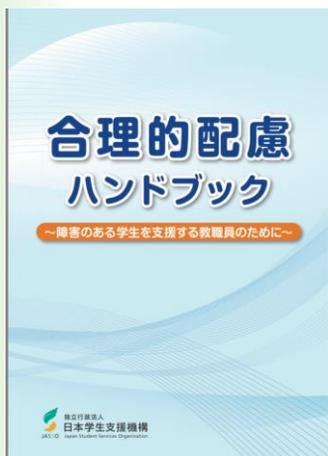
また、障害学生支援センターは情報保障アプリ「UDトーク」の法人向けアカウントを所有しています。UDトークは、コミュニケーションのユニバーサルデザインを支援するアプリとして、クラウド型音声認識サーバーを経由して音声情報を文字化することができます。授業等の教育活動上で使用する場合は、規約により有料プラン（法人向けプラン）を使用する必要がありますので、授業等での情報保障のための使用をご希望される場合は、上記ウェブページにある「アカウント申請フォーム」よりお申込みください。

参考資料



独立行政法人日本学生支援機構(2015). 教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版) 独立行政法人日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/index.html



独立行政法人日本学生支援機構(2018). 合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～ 独立行政法人日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html

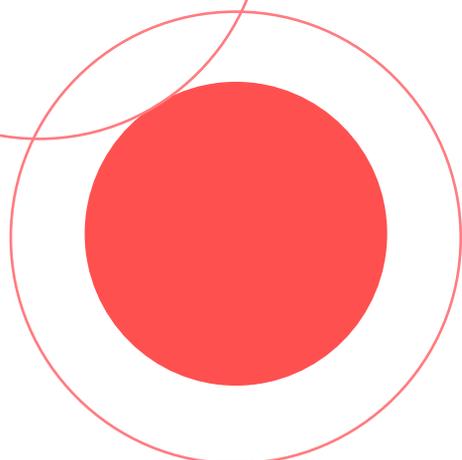
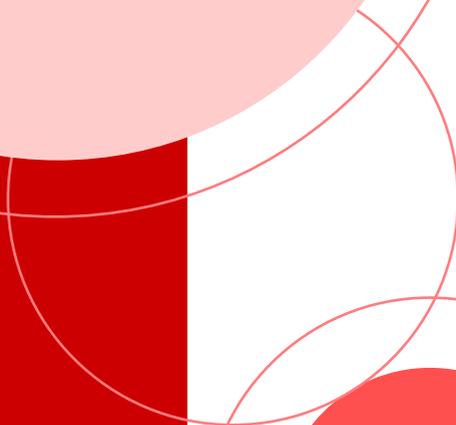
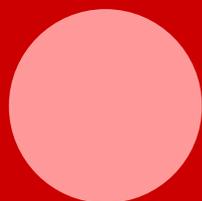
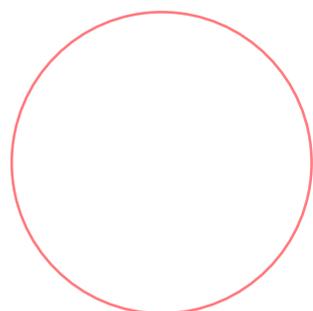


竹田一則(2018). 第1章 総論 竹田一則(編) よくわかる! 大学における障害学生支援——こんなときどうする?——(pp.1-9) ジアース教育新社

<https://www.kyoikushinsha.co.jp/book/0469/index.html>



視覺障害



視覚障害とは

視覚障害とは、視力や視野等の視機能に制限があり、日常生活や社会生活に支障や困難が生じている状態を指します。眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても、十分な視力を得ることは困難です。下の表では、身体障害者福祉法の別表に記載される視覚障害の定義を紹介します。ただし、一言に「視覚障害」と言っても見え方や程度はそれぞれ異なるため、個別の機能制限を踏まえた支援・配慮が求められます。

表 身体障害者福祉法の別表による視覚障害

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

視覚障害は視覚活用の程度によって「盲」と「弱視（ロービジョン）」に大きく分けられます。

●盲

視覚的な情報を全くあるいはほとんど得られない状態。ただし、全く見えない人はわずかで、明暗の区別ができたり、色が分かったり、ぼんやりと形が分かったりと、見え方は様々。学習には触覚や聴覚等の方法を使用し、文字は点字、移動時は白杖を使うことが一般的だが、発達早期の失明や中途失明等、いつ視機能に制限が生じたかによって読み書きや移動の方法・困難さは異なる。

●弱視（ロービジョン）

眼鏡等で矯正しても視力の低い状態だが、保有する視力を活用しながら生活し、通常の文字（墨字）を使用することが可能。ぼやけだけでなく、視力以外の視機能障害（例：視野狭窄、中心暗転、まぶしさ）の場合もあり、見え方は様々。（矯正）視力がおおむね0.3未満、または視力以外の視機能障害が高度なため、生活に継続的な困難がある状態とされている。学習時は、弱視レンズや拡大読書器等を用いたり、印刷物やパソコン・タブレットの画面を拡大して文字の読み書き等を行う。

視覚障害によって生じる大学生生活上の困難さ

上記のような特徴があるによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

●学習面での困りごと

- ・授業で配布される資料の読み取りが難しい
- ・筆記による課題やミニツツペーパーの作成、提出が難しい（または時間がかかる）
- ・試験問題の読み取りと回答用紙への記入が難しい
- ・板書の判読が困難
- ・視聴覚資料・配信映像が見えない、見づらい
- ・実験や実習、実技への参加が難しい 等

●学習以外での困りごと

- ・慣れない建物や教室への移動が難しい
- ・案内表示の読み取りが難しい
- ・施設や身の周りの使う物（椅子や机等）の位置や使い方の定位、把握が困難
- ・顔での人物の同定や表情による気持ちの読み取りが苦手
- ・明るい場所や教室で目が開けられないほどまぶしさを感じてしまう
- ・障害物（例：点字ブロック近くに置かれた自転車、段差）にぶつかってしまう 等



視覚障害のある学生への支援

視覚障害のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	点字使用の受験生	→ 点字による出題・解答 試験時間の1.5倍延長 別室受験
	墨字使用の弱視の受験生	→ ルーペや拡大読書器等の補助具の使用許可 問題用紙・解答用紙の拡大印刷 試験時間の1.3倍延長 解答方法の変更(例:マークシート方式→文字解答方式) 別室受験
学習	【履修登録】 履修登録や(大学側の)資料準備に時間がかかる	→ 他の学生よりも早い時期の履修登録の許可
	シラバス等の資料が紙媒体のものが多く見づらい	→ (点字化または音声化可能な)テキストデータ化やウェブサイト等に掲載したものの提供
	【授業】 教科書や配布資料を通常の文字のまま読むことが困難	→ 教材の点訳、拡大、テキストデータ化 図や絵の文字化 ルーペや拡大読書器等の補助具の使用許可
	板書や視聴覚教材が見えない・見づらい	→ ルーペ等の補助具の使用許可 見やすい板書の工夫(例:ホワイトボード→黒板への変更、色覚チョークの使用) 板書やスライドの内容を読み上げる 板書等の撮影許可 教室前方の座席確保
	実験・実習上の作業(精密機器の操作や視覚的な観察、データの記録・読み取り)が困難	→ オリエンテーションや事前打合せにて実験・実習の進め方等についての説明を十分に行う 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する ルーペ等の補助具の使用許可 評価方法の柔軟な変更・調整
	体育の実技に他の学生と同じように参加するのが難しい	→ 実技の方法について具体的な説明を行う 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する 参加可能な競技・種目への変更
	【試験・成績評価】 通常の試験時間での解答が困難	→ 試験時間の延長(点字受験:最低限1.5倍、弱視の学生:最低限1.3倍) 別室受験
	問題用紙の文字が見えない・見づらい	→ 拡大した問題用紙の配付 問題の点訳 点字化または音声化できるようにテキストデータ化
	解答が困難(例:解答欄が小さい、マークシート方式での解答困難)	→ 拡大した解答用紙の配付 解答方法の変更(マークシート方式→文字解答方式) パソコンでの解答の許可
	学生生活	(特に慣れない場所の)キャンパス内の移動が難しい
図書館利用(例:書架から本を探す、本を読む)に困難がある		→ 拡大読書器の設置 館内移動、資料検索、文献複写等に対する支援を行う

●視覚障害のある学生に対する三重大での過去の支援・配慮例

- ・教室前方の座席の確保
- ・授業中の補助具（単眼鏡や拡大鏡）の使用許可
- ・配布資料や試験問題の拡大印刷
- ・案内が見えづらく、教室移動に時間がかかるため、遅刻の可能性があることへの理解
- ・遠くから話しかけられても反応できない可能性があることへの理解
- ・ホワイトボードから黒板への変更
- ・板書の写真撮影の許可 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

盲

【架空事例A】

入学決定後、学部相談。入学試験は試験問題の点訳と点字による解答、別室にて試験時間1.5倍延長等の配慮を受けて合格。高校までの配慮等を踏まえ、(1) キャンパス移動訓練のためのオリエンテーション、(2) 各種資料の点訳または点字化・音声化するための各種資料のテキストデータの配付、(3) 授業担当教員による板書の読み上げ、(4) 定期試験での時間延長・試験問題の点訳資料の配付・点字による解答を配慮として希望。また、(5) キャンパス内での移動に慣れるまであるいは初めての場所に行く際には、同行支援も希望。高校では、周りの理解とサポートがあったため、身近な教職員への周知と必要に応じた同級生等への自己紹介の場作りもお願いしたいとの申し出があった。

- <配慮例>
- ・障害学生支援担当と学部（場合によっては地域の支援機関担当者も同行しながら）によるキャンパス内の触地図作成、キャンパス内の施設紹介と移動訓練
 - ・学生サポーターによる同行支援や資料のテキストデータ化・点訳
 - ・点字プリンター及び点字ディスプレイの用意
 - ・授業担当教員によるテキストデータ化した資料の事前配付と板書の読み上げ
 - ・各種資料の点訳
 - ・試験時：別室受験、1.5倍の試験時間延長（または時間を1.5倍延長しても授業時間内（90分）に収まるように内容を調整）、試験問題の点訳、点字による解答



弱視（ロービジョン）

【架空事例B】

1年生の前期が始まった数週間後、障害学生支援センターに配慮についての相談にやってくる。弱視のため、授業資料の文字が小さくて読みづらい。板書もホワイトボードを使っている授業が多く、遠い文字が判読しづらくて困っている。単眼鏡を持っているが、人目や先生から注意されることが気がかりでなかなか使えない。受験の時は、拡大印刷された問題用紙・解答用紙の配付と1.3倍の時間延長、補助具の使用許可の配慮を受けて合格した。看板や案内表示も見えにくく、慣れないキャンパスで迷子になることが多かった。入学して早々に授業に遅刻してしまうことが何度かあり、これはどうにかしないと、相談に至った。

- <配慮例>
- ・板書には黒板を使用+色覚チョークの使用（やむを得ずホワイトボードを使用する場合は太字ペンの使用を推奨）
 - ・拡大した授業資料の配付またはデータとして配付
 - ・授業中の単眼鏡の使用許可
 - ・授業に遅刻する可能性があることへの理解と配慮
 - ・試験時：別室受験、1.3倍の試験時間延長（または時間を1.3倍延長しても授業時間内（90分）に収まるように内容を調整）、拡大印刷した問題用紙・解答用紙の配付、単眼鏡の使用許可



聽覺障害



聴覚障害とは

聴覚障害とは、音をきく、または感じる経路に何らかの機能制限があり、話し言葉や周囲の音がきこえない、あるいはきこえにくくなっている状態を指します。

日本聴覚医学会によると、正常聴力の範囲を平均聴力レベル25dB未満とし、小さな声のききとりが困難な「軽度難聴」(25dB~39dB)、普通の大きさの声のききとり困難を自覚する「中等度難聴」(40dB~69dB)、非常に大きい音または補聴器等を用いないと会話がきこえない「高度難聴」(70dB~89dB)、補聴器等を使用しても会話がききとれないことが多い「重度難聴」(90dB~)の4つの程度・状態に分類されています。また、単に音が小さくきこえるだけでなく、音が歪んできこえたり、途切れてきこえたり、音はきこえるが言葉として理解できない等、きこえ方は様々です。その場の状況や相手の声質・話し方によっても、きこえ方は変わります。

一般的に聴覚障害は、障害のある部位によって以下の3つに分けられます。

● 伝音難聴

外耳・中耳の障害による難聴であり、音の(振動)伝達がうまくいかず、音が小さくきこえる等が特徴。程度によっては大きな音であればきこえたり、音を増幅させる補聴器等が有効な場合がある。

● 感音難聴

内耳から大脳皮質に至るまでの感音系の器官に機能制限がある場合の難聴であり、音の電気信号への変換がうまくいかず、音が歪んできこえたり、内容がうまく理解できない等が特徴。きこえの状態は多様であるが、場合によっては補聴器や脳へ音の信号を伝える人工内耳が有効な場合がある。

● 混合難聴

伝音系の器官と感音系の器官の両方に機能制限がある場合の難聴。

加えて、用いるコミュニケーション手段も多様で、手話(指文字を含む)や(音声言語を用いた)口話、筆談、そら書き、身振り等があります。それら複数を組み合わせてやりとりを行う場合もあります。

以上のように、一言で「聴覚障害」と言ってもきこえ方や用いるコミュニケーション手段が様々なため、個別のニーズに即した支援・配慮が必要になります。

聴覚障害によって生じる大学生生活上の困難さ

上記のような特徴があることによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。(あくまで一例です)

● 学習面での困りごと

- ・教員や学生が話す内容が理解できなかつたり、きき間違いやきき漏らしが生じる
- ・重要事項の口頭による説明や授業内の指示がきこえない
- ・ゼミやグループディスカッションに参加することやその中で発言することが難しい
- ・外国語の授業でのリスニングや会話についていくことが難しい
- ・視聴覚教材の音声や放送をききとることが難しい
- ・実験や実習中の注意事項や指示が伝わりにくく、万が一の危険も察知しにくい 等



● 学習以外での困りごと

- ・教員や学生との日常的なコミュニケーションがとりづらい
- ・災害や事故発生時の緊急放送が聞こえずに対応が遅れる
- ・場所や相手の声質・話し方によってきこえないときがある
- ・聴覚障害があることが周囲に理解されにくく、サポートを得づらい
- ・コミュニケーションの不自由さから、教員や同級生との関係性を作ることが大変
- ・ふとした情報をきき逃したまま「分かったつもり」で行動して失敗してしまう 等



聴覚障害のある学生への支援

聴覚障害のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例	
入学試験	注意事項をきき逃す、質問や注意があったことに気づかない	→ 文書による注意事項等の伝達 情報保障者の配置 補聴器や人工内耳の装用	
	リスニングの問題内容が分からない、ききとれない	→ リスニングテストの免除 聴取方法の変更(例:イヤホン→スピーカー音声に変更、ヘッドホンの貸与、補聴器・人工内耳を通した音声理解)	
	面接担当者とのやりとりが困難	→ 情報保障者の配置 面接担当者による配慮	
学習	【履修登録】 オリエンテーションでの情報取得(特に音声情報)が難しい 入学後の授業についていけない不安	→ 詳細な配布資料の作成 情報保障者(手話通訳、パソコン・ノートテイク)の配置 履修計画や支援・配慮に関する相談支援 支援体制の構築と(授業担当教員への)配慮事項の周知徹底	
	【授業】 教員の話す内容がきこえない、分からない	→ 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 補聴器や人工内耳の装用、その他補聴援助システムの活用 理解しやすい環境作り(例:教室前方の座席確保、大きな声でゆっくりはっきりと話す工夫、静穏な環境作り)	
	視聴覚教材の音声がかきとれない	→ 教材への字幕挿入 書き起こし資料の配付	
	外国語のリスニングや会話授業についていけない	→ 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 学生と授業担当教員によるコミュニケーション方法等に関する打合せの実施 リスニングの書き起こし資料の配付 リスニングの免除や代替課題	
	ゼミやグループ活動でのやりとりについていけない	→ 学生に対する周知 発表資料の事前配付 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク) 補聴器や人工内耳の装用、その他補聴援助システムの活用 情報保障通訳の時間が取れるようなディスカッションの進行	
	実験・実習において、口頭で伝えられる注意事項や指示がきこえない	→ オリエンテーションや事前打合せにて実験・実習の進め方等についての説明を十分に行う 詳細な配布資料の作成 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する 情報保障者(手話通訳、パソコン・ノートテイク)の配置	
	【試験・成績評価】 試験やレポートに関する情報(課題内容や試験日程、注意事項等)をきき逃してしまう	→ 配布資料による伝達 情報保障支援(手話通訳、パソコン・ノートテイク)	
	リスニングの問題内容が分からない、ききとれない	→ リスニングテストの免除 リスニングの書き起こし資料の配付 聴取方法の変更(例:イヤホン→スピーカー音声に変更、補聴器・人工内耳を通した音声理解)	
	学生生活	災害や事故等の非常時の情報が得られにくい	→ 視覚的に情報取得ができるような機器等の施設整備 非常時の対応に関する事前の打合せ 防災訓練・防災教育の実施
		教職員や学生との日常的なコミュニケーションがとりづらい	→ 教職員や関わりのある学生への周知 安心して相談できる体制の構築 当事者や手話等で話せる場・コミュニティをつくる

●聴覚障害のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

・授業担当教員に障害等に関する状況を理解してもらう

・リスニング課題における書き起こし資料の配付

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

感音難聴（中等度難聴）

【架空事例A】

話し手の声が小さくきこえ、かつぼやけたり歪んできこえる状態。高校までは補聴器とFM補聴システムを活用し、コミュニケーションは口話と筆談、簡単ではあるが手話でやりとりを行う。高校では、耳に付けた補聴器やFM受信機に音声を送るマイクを先生が使って授業を行ったり、授業中は必要に応じて支援者がノートテイクによる情報保障支援を行っていた。大学でも同様の支援を受けたいと思い、入学決定後に学部への相談に至る。

<配慮例>



- ・FM送信機（ワイヤレスマイク）を授業担当教員が使用して講義を行う
- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援、ICTの活用
- ・（発話内容をある程度盛り込んだ）講義内容を詳細に記載した資料の配付
- ・教員や関わる学生のきこえに対する配慮（例：ゆっくり・はっきり話す、口形や表情を分かりやすくする、口元を見やすくするためにマスクからマウスシールドに変える）
- ・学部等の身近な教職員に対する情報の周知
- ・重要事項等の連絡は資料や掲示板、ウェブ等に視覚情報として明示する

感音難聴（重度難聴）

【架空事例B】

通常の会話場面での話し手の声はききとることが難しく、補聴器も持ってはいるが、情報取得にとってあまり有用ではないため使わないことが多い。主に手話と筆談でコミュニケーションをとっており、口話や読唇には苦手さを感じている。入学試験では、文書による指示の伝達と手話通訳による情報保障、リスニングテストの免除等の配慮を受ける。授業での情報保障支援が大学では受けられるのかや手話でやりとりができる人や場所があるのかが心配になり、入学決定後すぐに学部へ相談に訪れた。

<配慮例>



- ・（特にゼミやグループワーク等のリアルタイムの情報保障が必要な場合）手話通訳
- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援、ICT活用
- ・（発話内容をある程度盛り込んだ）講義内容を詳細に記載した資料の配付
- ・学部等の身近な教職員に対する情報の周知
- ・学内外で手話で話せる場やコミュニティ作り・紹介

混合難聴（高度難聴）

【架空事例C】

人工内耳を装着しており、きこえにくい時はあるものの、1対1のやりとりはほぼ問題なく行えることが多い。コミュニケーションは口話で行い、音声と読唇で内容を理解する。一方で、授業中の遠くで話す教員の声や雑音の多い空間で声をききとること、多人数で一斉に話した際の声にききわけには困難さがある。特に低い男性の声がききとりにくい。また、人工内耳をつけているため、激しい接触のある運動は避けたい。高校まで周りの理解や学校の配慮を受けてきたため、大学でも配慮を希望する。

<配慮例>



- ・教員や関わる学生のきこえに対する配慮（例：大きな声で・ゆっくり・はっきり話す、口形や表情を分かりやすくする）
- ・雑音の少ない教室の環境作り
- ・きこえやすい座席（教室前方の席）の確保
- ・体育の授業における負荷の少ない競技の選択

肢体不自由



肢体不自由とは

肢体不自由とは、「四肢」（腕や手指等の「上肢」と大腿や膝、足指等の「下肢」）及び「体幹」（胴体部等の内臓を除く上半身）に、何らかの姿勢や運動の機能障害・欠損等があり、そのために日常生活に支障や不自由のある状態を指します。

肢体不自由のある学生は、手や足がない・動かせないだけでなく、動いても自分の意図と違う動きになったり、動けたとしても制限があったり、力の調整が難しい等、様々な困難があります。また、原因によっては呼吸や摂食、嚥下、体温調節、排泄等の機能にも困難がある場合があります。

日本の高等教育機関における障害学生支援では、不自由・困難のある部位によって以下の4つに分けられています。

● 上肢機能障害

腕、手、指及び上肢の各関節に関する機能障害

● 下肢機能障害

脚、足指及び下肢の各関節に関する機能障害

● 上下肢機能障害

上肢と下肢の両方に関する機能障害

● 他の機能障害

体幹（胴体）に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機構障害及び運動の障害

肢体不自由は一見して分かりやすい障害とも言われており、例えば下肢が不自由な場合は車椅子を利用していることがありますが、実際には見ただけでその人の不自由さや困難を理解することは容易ではありません。他の障害と同様、個別のニーズや状況に即した支援・配慮が求められます。

肢体不自由によって生じる大学生活上の困難さ

上記のような特徴があることによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

● 学習面での困りごと

- ・物を持つ・運ぶ・（パソコンや実験器具等を）操作する・使うことに苦手さや困難さがある
- ・講義内容をメモしたり、筆記課題に取り組むことが難しい
- ・本や講義資料といった紙媒体の取り扱いが困難
- ・車椅子を使っているため、教室に備え付けの机が使えない
- ・車椅子を使っているため、通路が狭く通れなかったり、高い場所の物が取れない
- ・学外学習・実習の際、学外施設のエレベーター・スロープ・段差の有無や交通手段によっては参加が難しくなる
- ・定期的な通院等の事情から授業への出席が難しい 等



● 学習以外での困りごと

- ・大学内での移動に時間がかかる
- ・大学内の段差や坂、凹凸等によって、アクセスできない場所がある
- ・家から大学までの距離が遠い場合等、通学に困難がある
- ・トイレに十分なスペースが確保されておらず、利用が難しい
- ・災害や事故等の緊急時に、一人で避難することが難しい
- ・快適に過ごすための施設が整った下宿先が少ない 等



肢体不自由のある学生への支援

肢体不自由のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	上肢機能障害のため、筆記による解答が困難または時間がかかる	→ 試験時間の1.3～1.5倍延長 解答方法の変更(例:筆記→チェック解答やパソコンによる解答に変更)
	所定受験場所への移動が困難	→ アクセス可能な会場の用意 別室受験
学習	【履修登録】 移動制限や手先の細かい作業の苦手さがあるため、実験・実習についていけるか心配	→ 事前オリエンテーション(場合によっては個別に実施)による十分な内容説明 実験・実習の関係者との配慮等に関する事前打ち合わせ
	移動に時間がかかるため、授業に遅刻しないか不安	→ 履修計画や支援・配慮に関する相談支援 支援体制の構築と(授業担当教員への)配慮事項の周知徹底
	【授業】 ノートをとることが困難	→ 情報保障支援(パソコン・ノートテイク) ポイントテイク(板書や講義の要点を書きとったり、教科書やレジュメのページをめくる支援者)の配置
	紙媒体(教科書や配布資料)の取り扱いが困難	→ データ化した資料の配付
	通学に困難がある	→ オンラインでの受講の許可
	講義時間中の感想やミニッツシート、レポート、その他課題の提出が難しい	→ 授業時間後の提出の許可 口答による聴取への変更やパソコンでの作成・提出の許可
	定期的な通院のため、授業に出席することが難しい時がある	→ 授業担当教員による事情理解と欠席に対する配慮
	実験台を使用した実験や設計図の製図作成、調理実習等、車椅子利用やその他の身体の機能制限に伴って参加が困難な実験・実習がある	→ オリエンテーションや事前打合せにて実験・実習の進め方等についての説明を十分に行う 机や移動スペース、器具の配置等を調整する 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する グループ活動の場合、他の学生も含めた各自の役割を調整する
	【試験・成績評価】 上肢機能障害のため、筆記による解答が困難または時間がかかる	→ 試験時間の1.3～1.5倍延長 解答方法の変更(例:筆記→チェック解答やパソコンによる解答に変更) 代替課題(例:テスト→レポート課題への変更) 別室受験
	学生生活	大学内にアクセスできない場所がある
災害や事故等の非常時に一人で避難することが難しい		→ 非常時の対応に関する事前の打合せ 防災訓練・防災教育の実施
移動支援や生活介助が学内外で必要		→ 大学と自治体による連携支援(学内リソースを活用した支援と学生が居住する自治体の公的サービスの利用)

独立行政法人日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』を参照

● 肢体不自由のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

- ・ 自家用車による通学の許可
- ・ 障害等に関する状況への理解
- ・ 遅刻する可能性があることへの理解
- ・ アクセスしやすい教室(例:1階、車椅子スペース有、エレベーター近く)への授業教室の変更
- ・ 試験時間や実施方法への配慮(時間延長、解答方法の変更、レポートへの代替等)
- ・ トイレ利用による一時退席の許可
- ・ 実験中の安全確保
- ・ 音声レコーダーの使用や講義内容の録画の許可 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

上肢機能障害

【架空事例A】

右上肢に麻痺があり、筆記や物を持つこと、動かすことが困難。中途障害でそれまでは利き手が右だったため、以降は左手で筆記等を行ってきたが依然として時間がかかってしまう。パソコン入力にも時間がかかり、両手で物を持つことは難しい。手先での細かい操作が苦手なため、大学での実験にうまく取り組めるか不安なこともあり、入学決定後学部に相談に至った。入学試験では、拡大印刷された解答用紙の用意と時間延長、別室受験の配慮を受けて合格した。

<配慮例>



- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援
- ・授業の録画または録音の許可
- ・実験中のティーチングアシスタント等の支援者の配置、(グループ実験の場合)同じグループになる学生への周知と各自の役割の明確化
- ・試験時：(大きな字で筆記しやすいように)拡大した解答用紙の配付、時間延長(1.3倍～1.5倍)、別室受験、筆記以外の解答方法への変更(例：パソコンでの解答、チェック解答、フリック入力できる端末を使った解答、口頭での解答)

下肢機能障害

【架空事例B】

両下肢ともに麻痺があるため車椅子で生活を送っており、大学生活に不安があるため入学決定直後から学部に相談にやってくる。エレベーターの使用を許可してほしいことやキャンパス内の移動支援とトイレ介助が必要なこと、教室固定の机では車椅子で利用できないため、車椅子でも利用可能な席を確保してほしいこと、できれば授業教室を1階等のアクセスしやすい教室に調整してほしいことを希望。学内の移動シミュレーションを一通り行い、現行のスロープやエレベーターで移動可能なこと、段差もそこまで支障のあるものはないことを確認し、入学後の配慮について検討した。移動支援とトイレ介助については、自治体のサービス利用または大学負担でのヘルパー派遣の両方向で検討した。

<配慮例>



- ・車椅子で利用可能な(可動式の)机の用意
- ・(可能な範囲で)受講登録した授業の教室をアクセスしやすい場所に変更する
- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・自治体と協議し、ヘルパーを大学に派遣してもらい、移動支援とトイレ介助を行う
- ・(自治体によるサービス利用が難しい場合)地域の相談支援事業所に相談し、大学が費用を負担してヘルパーを派遣してもらい、移動支援やトイレ介助を行う

上下肢機能障害

【架空事例C】

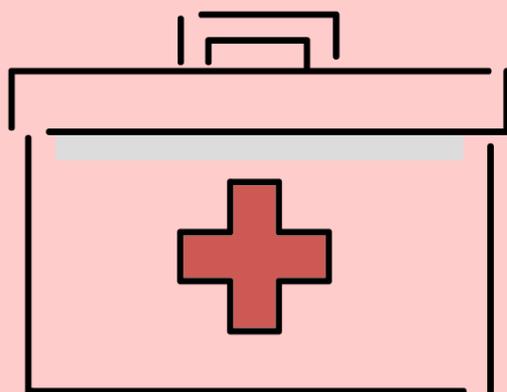
両上肢と両下肢に麻痺があり、電動車椅子を使っている。筆記や物の持ち運び、パソコンや実験器具の細かい操作に困難があり、トイレ介助が必要。大学までは保護者による車での送迎を希望している。体育の授業では、見学や実技の代替となる課題の実施、可能な範囲での運動を希望。

<配慮例>



- ・サポーター学生による授業中のノートテイクまたはパソコンテイク支援
- ・授業の録画または録音の許可
- ・自宅からのオンラインによる受講の許可
- ・試験時：時間延長(1.3倍～1.5倍)、別室受験、筆記以外の解答方法への変更(例：パソコンでの解答、チェック解答、フリック入力できる端末を使った解答)
- ・車椅子で利用可能な(可動式の)机の用意
- ・(可能な範囲で)受講登録した授業の教室をアクセスしやすい場所に変更する
- ・自治体または大学負担でヘルパーを派遣し、トイレ介助を行う

病弱・虚弱



病弱・虚弱とは

病弱・虚弱とは、慢性疾患や難病等があることに伴い継続して医療や生活上の規制が必要、あるいは心身の不調が続いたり病気にかかりやすいため、大学生活を送る上で支障や不自由さが生じている状態を指します。そのような状態が継続または繰り返し起こっている状態を「病弱・虚弱」と呼ぶため、風邪やインフルエンザのような一時的に発症する場合は該当しません。

病弱・虚弱のある学生の障害や疾患等は、例えば以下の通りです。

●（18歳以上になっても治療が必要な）小児慢性特定疾患

悪性新生物（例：白血病）、慢性腎疾患（例：ネフローゼ症候群）、慢性呼吸器疾患（例：気管支喘息）、慢性心疾患（例：洞不全症候群）、内分泌疾患（理絵：下垂体機能低下症）、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常（例：糖質代謝異常症）、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患（例：もやもや病）、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群（例：ダウン症候群）、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

●内部障害（身体障害者福祉法）

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害

●難病

筋委縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、クローン病、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、フェニルケトン尿症、マルファン症候群、（修正／完全）大血管転位症 等

●その他

食物アレルギー・アナフィラキシー、不整脈、十二指腸潰瘍、関節リウマチ等、継続的な生活規制が伴うもの

以上、病弱・虚弱には様々な状況があり、たとえ同一の診断名であっても困りごとやニーズは多様です。他の障害と同様、個別のニーズや状況に即した支援・配慮が必要となります。

病弱・虚弱によって生じる大学生活上の困難さ

上記のような特徴があることによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

●学習面での困りごと

- ・疲れやすかったり、午前中の早い時間帯での授業に参加できない
- ・定期的な通院等の事情から授業への出席が難しい
- ・長時間着席し続ける等、同じ体勢で授業を受けることが難しい
- ・運動制限があるため、体育の授業やその他実技を伴う授業への参加が難しい
- ・筆記やパソコン操作、実験器具の細かい操作が難しい
- ・授業中に服薬のため一時退室しなければならないときがある
- ・てんかん発作や痙攣、呼吸困難、意識消失等、授業中に突然症状が発現する 等



●学習以外での困りごと

- ・運動制限があるため、大学内での移動に時間がかかる
- ・感染症にかかりやすいため、通学に伴う移動や対面での授業参加が難しいときがある
- ・大学の施設利用にあたり、アレルゲンを使用している施設利用ができない
- ・学食や非常食にアレルゲンとなる食品が含まれている場合、食事に制限がかかる
- ・心臓にペースメーカーがあるため、高エネルギーの電磁波が発生する場所の利用が難しい
- ・人工肛門または人口膀胱を使用しているため、専用のトイレがないと困る 等



病弱・虚弱のある学生への支援

病弱・虚弱のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	感染症にかかりやすいため、集団受験が不安	→ 別室受験
	(糖尿病のため)試験中の投薬や補食が必要	→ 投薬や補食の携帯・服用の許可
	てんかん発作等、試験中に症状が出る可能性があり不安	→ 別室受験
学習	【履修登録】 運動制限等があるため、体育等の実技への参加が難しい	→ 運動制限があっても参加可能な競技の選択 実技のレポート等による代替
	移動に時間がかかるため、授業に遅刻しないか不安	→ 履修計画や支援・配慮に関する相談支援 支援体制の構築と(授業担当教員への)配慮事項の周知徹底
	【授業】 授業中に体調不良や発作等が起こる可能性がある	→ 一時退室や休憩、携帯している薬の服薬の許可 緊急時の対応(例:学務事務や保健管理センターへの連絡)に関する授業担当教員との情報共有
	移動に時間がかかるため、授業に遅刻する可能性がある	→ 遅刻する可能性があることに対する理解と配慮 アクセスしやすい授業教室への変更
	移動制限や免疫力が低いため、通学や集団での受講に困難がある	→ オンラインでの受講の許可
	定期的な通院のため、授業に出席することが難しい時がある	→ 授業担当教員による事情理解と欠席に対する配慮
	筆記やパソコン操作、実験器具の操作等、手先の細かい作業が困難	→ 情報保障支援(パソコン・ノートテイク) 課題内容の変更・調整(例:筆記やパソコン操作を要する課題 →口答による課題やチェック解答による試験への変更) オリエンテーションや事前打ち合わせにて実験の進め方等について説明し、取り組み内容や実施する配慮等を決めておく 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する グループ活動の場合、他の学生も含めた各自の役割を調整する
	【試験・成績評価】 対面による試験実施が困難	→ オンラインでの受験の許可 (集団での受験が困難な場合)別室受験
	筆記による解答が困難または時間がかかる	→ (上肢機能障害の場合)試験時間の1.3~1.5倍延長 解答方法の変更(例:筆記→チェック解答やパソコンによる解答に変更) 代替課題(例:テスト→レポート課題への変更) 別室受験
	学生生活	周囲の人に事情を知られたくない
災害や事故等の非常時に一人で避難することが難しい		→ 非常時の対応に関する事前の打合せ 防災訓練・防災教育の実施
食事や施設・整備にアレルギーが含まれているため、大学内での制限が必		→ アレルギーへの接触回避対策の徹底 関係の教職員との情報共有

独立行政法人日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』を参照

●病弱・虚弱のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

- ・自家用車による通学の許可
- ・授業中の服薬や補食の許可
- ・トイレ利用や体調不良時の一時退室の許可
- ・体調不良時の対応(学務等への連絡や救急搬送)に関する情報共有
- ・運動制限等の理由によって遅刻する可能性があることへの理解
- ・アクセスしやすい教室(例:1階、車椅子スペース有、エレベーター近く)への授業教室の変更
- ・定期的な通院による授業の欠席に対する理解と配慮
- ・運動制限があることへの理解と配慮 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

心臓機能障害

【架空事例A】

幼少期から続く心疾患のため運動に制限があり、大学生活が心配。体育の授業においては、負荷の高い競技に取り組むことが難しく、高校までは見学することが多かった。運動制限があるため、休み時間の移動に時間がかかる。高校に比べて大学はキャンパスが広く、高校以上に時間がかかって遅刻するかもしれないと思うと心配になる。また、万が一体調不良で気分が悪くなったり体調不良になった際には休めるような場所があるかも分からず不安。定期的な通院日が授業の日とかぶる可能性もある。

<配慮例>



- ・運動制限があっても参加可能な競技（例：アダプテッド・スポーツ）の選択
- ・運動制限があるため遅刻する可能性があること等の状況に関する教員への周知
- ・体調不良時の対応の検討と関係者への周知（例：体調不良時には保健管理センターまたは所属学部の学務事務まで連絡する、教職員が駆けつけるまでに時間がかかる教室で受講している場合には、教室を一時退室して近くのソファ等で休む）
- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・運動負荷が少なくアクセスしやすい場所（例：1階の教室）に授業教室を変更する
- ・定期的な通院のための欠席に対する教員の理解と配慮

腎臓機能障害

【架空事例B】

慢性腎疾患があり、副腎皮質ステロイドや免疫抑制剤を日常的に服薬している。そのため、免疫機能が低下することから感染症にかかりやすい状態となり、特に感染症が拡大している時期においては、集団で授業を受けることに不安がある。また、抗凝固薬を服用することもあり、その時は血が止まりにくく、例えば鼻血が出たらしばらくの間止まらない状態になる場合がある。定期的に人工透析も必要となり、通院日が重なった場合は授業を休まねばならず、単位をちゃんととれるか心配なため、相談に至る。

<配慮例>



- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・オンラインでも受験可能な試験問題の用意
- ・対面で実施する場合の感染予防対策の徹底
- ・体調不良時の対応の検討と関係者への周知（例：体調不良時には保健管理センターまたは所属学部の学務事務まで連絡する、教職員が駆けつけるまでに時間がかかる教室で受講している場合には、教室を一時退室して近くのソファ等で休む）
- ・出血する可能性の低い体育の競技の選択
- ・定期的な通院のための欠席に対する教員の理解と配慮

食物アレルギー・アナフィラキシー

【架空事例C】

複数の食物に対するアレルギーがあり、誤ってアレルゲン物質を摂取した場合はアナフィラキシー（蕁麻疹や嘔吐、呼吸困難等の複数症状が一定時間続く、または意識障害等のショック症状）が起こる可能性がある。過去にアナフィラキシーの既往があり、エピペンを常に携帯。また、食物摂取だけでなく、食事直後に運動することで出現する運動誘発アナフィラキシーの既往もあり、食後一定時間は運動が制限されている。アレルギーがあることや万が一の場合エピペンを打って休憩する可能性があることへの理解、さらに食後の運動制限のため、食後の授業に遅刻することへの配慮を希望して、入学決定後に学部に相談があった。

<配慮例>



- ・食物アレルギーがあること等の状況を関係の教職員に周知
- ・学食等での使用食材の表示
- ・万が一の場合に備えた休憩スペース等の確保と対応の周知
- ・食後の運動制限のため授業に遅刻することへの教員の理解と配慮

発達障害



発達障害とは

発達障害とは、なんらかの要因による中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、日常生活に支障や困難が生じている状態とされています。具体的には、以下の種類が含まれます。

※診断名は日本精神神経学会（監修）の「DSM-5精神疾患の分類と診断の手引」による。

● 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD)

社会的コミュニケーションと社会的相互作用の困難さ
こだわりが強く柔軟な対応が難しい・反復的なパターンがある
特定の感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ

● 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)

不注意：注意の持続が困難、不注意な間違い、課題や活動の管理が困難、忘れ物・紛失が多い、
気の散りやすさ 等
多動性及び衝動性：手足がそわそわ動かす、じっとしてられない、喋りすぎてしまう、順番が待て
ない 等

● 限局性学習症／限局性学習障害 (SLD)

知能等の能力に問題がないのに、「読む」「書く」「計算する」等の特定の能力のうち、
1つあるいは複数の領域において著しい困難がある

発達障害は一見するとわかりにくく、障害の有無の境界も曖昧です（「スペクトラム」とは「連続体」を意味し、皆少なからず特性を持っており、程度が一人ひとり異なることを示唆します）。また、同じ診断名であっても有する特性によって問題の起こり方が異なるため、一人ひとりに合わせた支援を行う必要があります。

発達障害によって生じる大学生生活上の困難さ

診断がない（いわゆるグレーゾーン）場合も含め、発達障害特性によって以下のような困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

● 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD)

- ・指示がうまく理解できず、指示通り行動できない・指示と違う行動をとってしまう
- ・話の細部にこだわり、本質からずれたやりとりをしてしまう
- ・対人関係がうまく作れず、孤立してしまう
- ・休講や教室変更等の急な出来事に臨機応変に対応できない
- ・聴覚過敏により周囲の音が気になり、落ち着いて授業が受けられない
- ・緊張や不安等の感情をうまくコントロールできずに動揺してしまう 等

● 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)

- ・誤字脱字、計算間違い等のケアレスミスが多い
- ・忘れ物が多い
- ・遅刻、予定や課題提出の失念が多く、スケジュール管理が難しい
- ・長時間の集中持続が困難、一方である課題には過度に集中する
- ・複数の課題を順序立てることが難しい 等

● 限局性学習症／限局性学習障害 (SLD)

- ・日常生活で理解に不安はないが、特定の科目ができない
- ・耳から聞いた情報は理解できるが、文章での情報理解が難しい
- ・漢字の訓読みと音読みを使い分けが苦手
- ・単語をひとつの単位として読めない（1文字ずつ読む） 等



発達障害のある学生への支援

発達障害のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。重要なことは、学生本人と大学側が双方に納得して実施できる形を対話を通して作り上げることです。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	集団の中で試験が受けられない	→ 別室受験
	落ち着いて受験できない	→ 座席の指定(例:出入口に近い席に指定)
	文字の読み・書きが困難	→ 試験時間の延長
	聞いて理解することが困難	→ 試験時間の延長 文書等による注意事項の伝達
学習	【履修登録】 履修計画が立てられない	→ (学生や教職員による)履修登録支援
	自分に適した授業が選択できない (授業内容、形式、評価方法等が明らかでない場合)	→ シラバスの内容の具体化
	【授業】 文字の読み・書きが困難	→ パソコンの持込許可 授業資料の電子データの配付
	話を聞きながらノートをとるのが困難	→ 講義中の録音許可 詳しい配布資料の準備
	(こたわりや緊張等で)特定の席でない と受講が難しい	→ 特定の座席の確保
	(演習・グループワーク等で)自分の意見が言えない	→ 議論のルールを決める(例:各自の意見を考える時間を確保する)
	質問に答えられない	→ 具体的・簡潔な質問の仕方に工夫する
	急な予定変更に対応できない	→ 事前に個別に伝達する
	対人関係に問題が生じる	→ 周囲に理解してもらうこと 本人への助言・カウンセリング
	(実験等で)手順を理解できない	→ 分かりやすい手順説明資料を配付
	注意力に問題がある	→ 注意事項チェックリストを作成・配付
	【試験・成績評価】 文字の読み・書きが困難	→ 試験方法の変更(例:試験時間の延長、解答手段の変更)
	試験日時やレポートの提出日を間違える	→ 個別の声掛けや注意喚起
期限までにレポートが提出できない	→ 提出期限の延長 個別指導	
集中の持続が困難	→ 別室受験	
学生生活	自分に必要な支援を説明できない	→ 学内外の支援機関(なんでも相談室、障害学生支援センター等)の活用 支援要請スキルの指導
	対人関係や集団活動(サークル等)に問題が生じる、引きこもってしまう	→ 周囲の理解と本人への助言 学内外の支援機関の活用・連携

独立行政法人日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』を参照

●発達障害のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

- ・授業担当教員に障害等に関する状況を理解してもらう
- ・状況に応じて声掛けを行う
- ・配布資料による重要事項の伝達
- ・障害学生支援センター相談員による支援(例:スケジュール管理支援、レポートの作成支援)
- ・課題の提出形式を取り組みやすい形に調整する
- ・授業中の発言困難への配慮(例:順番をとばす) 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD)

【架空事例A】

1年生前期の成績配布後に障害学生支援センターに相談。「ほとんど単位が取れなかった…。」初めての大学の授業を受けてきたが、同級生とのコミュニケーションが苦手で、グループワークに参加しても頭が真っ白になりほとんどしゃべることができず、授業が億劫になり半分以上欠席してしまった。そもそも履修登録もよく分からないまま行い、周りに相談できずに困っていた。期末課題もテストやレポート等、授業によってバラバラで、やることも多くて混乱。重要事項（課題や提出期限）を口頭のみで説明する先生がおり、聴覚情報処理が苦手なAは指示が理解できなかった。

<支援・配慮例>



- ・グループワークで困っていたら、授業担当教員やTA・SAが適宜声掛けを行う
- ・欠席が続いたり課題提出が心配になった場合、授業担当教員が状況確認を行う
- ・各自意見を考える時間を設定し、話す準備ができてからグループワークを行う
- ・重要事項は目に見える形で提示する（板書または配布資料に明記する）
- ・学生支援の相談員が履修登録の支援や（特に期末の）スケジュール管理支援を行う

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)

【架空事例B】

1年生の春休みに学年担当教員から障害学生支援センターを紹介されて相談に至る。注意散漫で授業に集中することが難しく、課題提出も忘れることが多かった。特に期末は授業ごとに課題の内容や形式、提出期限もバラバラで、何から手を付けてよいか分からず途方に暮れてしまった。高校までは授業時間や提出課題がある程度分かりやすかったし、担任の先生が教えてくれた。しかし、大学では自分で履修を組んであちこちの教室に移動しないとイケないし、課題提出を教えてくれる身近な人もいない。レポートのようなまとまった文章を書いたり、自分の意見を表現することも苦手で、レポートやプレゼン課題に苦戦。1年間を通して多くの単位を落としてしまった。

<支援・配慮例>



- ・課題提出が近づいてきたら、授業担当教員が全体に提出のリマインドメールを送る
- ・課題の未提出が続く時は、授業担当教員が声掛けや状況確認を行う
- ・重要事項は板書や配布資料に明記し、目で見て確認できる形にする
- ・学生支援部署の相談員が（特に期末の）スケジュール管理支援を行う
- ・学生支援の相談員や身近な教員（その他レポート作成支援を行う相談窓口の担当者）によるレポートの作成支援（例：作成方法の指導、（代筆ではなく）一緒に内容や文章構成を考える）

限局性学習症／限局性学習障害 (SLD)

【架空事例C】

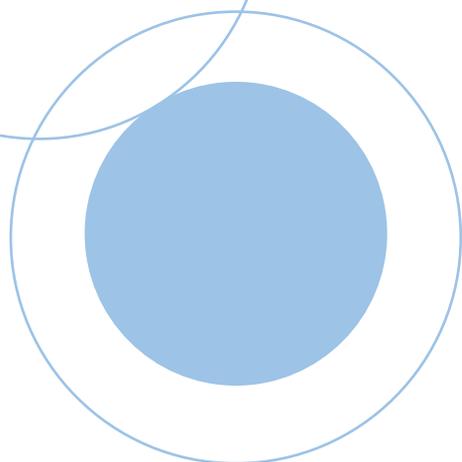
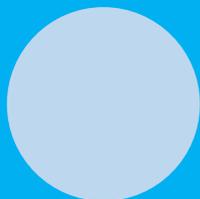
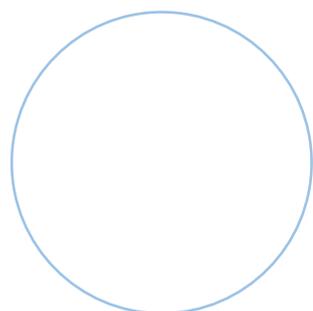
文字を読むことが苦手で、文章を読むことに非常に時間がかかってしまう。文字や文章を書いたり、聞くこと・話すことには特に問題はないが、読むことに特有の困難さがあったことから、障害学生支援センターを紹介される。視覚的に呈示された文字や文章を読むことが苦手であり、音声で呈示されたものは理解することができる。時間をかければ視覚的な文字情報も理解することが可能。

<支援・配慮例>



- ・授業資料は電子化して配布し、読み上げソフト・アプリを使用できる形にする
- ・文章の行間を空けて読みやすいレイアウトにする、漢字にルビをつける
- ・重要事項は文章に加えて、口頭（聴覚情報）で伝えるようにする
- ・読解問題を含む試験時間の延長 or（授業時間内での延長が困難な場合）試験問題を授業時間より早めに終わる内容に調整し（90分想定→60分想定の問題に変更）、授業時間の中で時間延長を行う
- ・読字をサポートする支援ツール（魔法の定規、カラーバールーペ）の使用を許可する

精神障害



精神障害とは

精神障害とは、何らかの精神疾患があるために、長期にわたって日常生活や社会生活に支障や困難が生じている状態を指します。精神疾患には様々な疾患が含まれますが、症状が目に見えにくいという特徴があります。症状やその強さも多岐にわたり、またそれらは時間の経過や置かれた環境によって大きく変動します。そのため、支援ニーズも多様であることから、個々の状況に合わせた支援が必要になってきます。ここでは、大学生に比較的多いとされる精神疾患を紹介します。

●統合失調症

妄想や幻覚、まとまりのない思考・言語等の陽性症状と、感情の平板化や思考の貧困化、意欲の減退、活動性の低下等の陰性症状、注意力・集中力の低下や記憶・判断力の低下等の認知機能障害、その他睡眠障害が特徴。

●うつ病

抑うつ気分や睡眠障害、興味・喜びの減退、食欲低下と体重減少、焦燥感、気力・活力の減退、自らに対する無価値感や罪責感、思考力・集中力の減退、死に対する反復思考や希死念慮が特徴。

●双極性障害

うつ状態と躁状態（例：気分の高揚、怒りやすい、自己の誇大感、睡眠欲求の減少、多弁、注意散漫、過活動）を一定の周期で繰り返すのが特徴。うつ状態に躁状態が伴う双極Ⅰ型、うつ状態に軽躁状態が伴う双極Ⅱ型に分かれる。

●パニック症／パニック障害

突発的に強い不安や恐怖、心身の不快感が生じるパニック発作（動悸、呼吸困難、発汗、震え、息切れ、めまい、死ぬことへの恐怖等）が平常時や不安時に起こるのが特徴。

●強迫症／強迫性障害

繰り返される持続的な思考やイメージを指す強迫観念（例：手が汚れるのではないか、誰かに危害を加えたのではないか、戸締りを忘れたのではないかと、不安を和らげるために繰り返される行為を指す強迫行動（例：手洗いや入浴、洗濯を何度も行う、戸締りを何回も確認する）が特徴。

精神障害によって生じる大学生生活上の困難さ

上記のような症状によって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

●統合失調症

- ・（特に急性期の陽性症状が目立つ場合）生活リズムの崩れ・情動の不安定等によって授業への参加や課題提出が困難になる
- ・周囲の音や光への過敏性のため、授業参加や施設利用等に支障が生じる
- ・症状の悪化要因（例：人間関係）に関わる活動の取組みが難しい（例：ゼミ、グループワーク）
- ・定期的な通院日と授業日が重なってしまう 等

●うつ病・双極性障害

- ・集中力や意欲が低下して授業への参加や課題提出が困難になる
- ・人間関係を避けてしまったり、メール等の連絡が難しくなる
- ・ストレスがかかる状況（例：課題に追われる、就職活動、卒業論文）で体調を崩してしまう
- ・不眠による覚醒困難によって午前中の授業に出席できない
- ・抑うつ気分や不安、焦燥感から自責的になったり希死念慮が生じる 等

●パニック症／パニック障害・強迫症／強迫性障害・その他不安症群

- ・人前での発表が困難、あるいは過度の緊張・不安が伴う
- ・周りが気になって集中して授業を受けることが難しい
- ・授業中に症状が出てしまうことに強い不安・恐怖を抱えてしまう
- ・試験中に手の震えや過呼吸等のパニック発作が生じる
- ・強迫観念に囚われて授業に集中できない
- ・他者との施設・設備の共有が難しい 等



発達障がいのある学生への支援

精神障害のある学生に対する支援は、個別のニーズや大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。重要なことは、学生本人と大学側が双方に納得して実施できる形を対話を通して作り上げることです。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	集団の中で試験が受けられない	→ 別室受験
	落ち着いて受験できない	→ 座席の優先指定(例:出入口に近い席の指定)
	聞いて理解することが困難	→ 文書等による注意事項の伝達
学習	【履修登録】 履修計画が立てられない	→ (学生や教職員による)履修登録支援
	自分に適した授業が選択できない (授業内容、形式、評価方法等が明らかでない場合)	→ シラバスの内容の具体化 ガイダンスの実施
	【授業】 話を聞きながらノートをとるのが困難	→ 講義中の録音許可 詳しい配布資料の準備
	(極度の緊張のため)自分の意見が言えない	→ 発言を無理に求めない 事後に課題や指導等での対応
	急な予定変更に対応できない	→ 事前に個別に伝達する
	座席によって不安や緊張が高まる	→ 座席の指定(例:周りに人がいない席、窓際や廊下側の席)
	対人関係に困難さがある	→ 周囲に理解してもらうことや本人への助言 カウンセリング
	グループワーク等で不安や緊張が高まる	→ ティーチングアシスタントや教員による仲介・ファシリテート
	意思伝達・表明が困難	→ 意思伝達スキルの指導 支援者による代弁・代行
	【試験・成績評価】 文字を書くことが困難	→ 試験方法の検討(例:口頭試問やパソコン筆記等の解答手段の変更)
	試験日時やレポートの提出日を間違える	→ 個別の声掛けや注意喚起 提出期限の延長
	集中力の持続が困難	→ 別室受験
学生生活	自分に必要な支援を説明できない	→ 学内外の支援機関(なんでも相談室、障害学生支援センター等)の活用 支援要請スキルの指導
	対人関係や集団活動(サークル等)に問題が生じる、引きこもってしまう	→ 周囲に理解してもらうことや本人への助言 学内外の支援機関の活用
	休息できる場所が必要	→ 居場所・休憩スペースの確保

独立行政法人日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』を参照

●精神障害のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

- ・授業担当教員に障害等に関する状況を理解してもらう
- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・授業中の発言困難への配慮(例:指名回数を少なくする、事前に質問を伝えておく)
- ・障害学生支援センター相談員による支援(例:スケジュール管理支援、レポートの作成支援)
- ・期末試験の別室受験
- ・(音への過敏性があるため)耳栓の使用許可 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

統合失調症

【架空事例A】

学生の指導教員からの紹介で相談に至る。数年前に統合失調症と診断されたが、これまでは支援や配慮を受けずに一人でなんとかやってきた。しかし、就職活動や卒業論文等でストレスがかかり、被害妄想や気持ちの不安定さが顕著になってきた。音に対する敏感さもあり、周囲の人が動く音が気になって集中できない。人前での発表やグループ活動が以前から苦手で、他者と関わることや注目を浴びることに過度の緊張と不安を感じ、体調を崩すこともあった。一方で、調子が悪くなっても安心して休むスペースが学内になく、やむなく保健管理センターで休憩をとることがこれまで複数回あった。

<支援・配慮例>



- ・(目に見えにくい)症状があることを関わりのある教職員がきちんと理解する
- ・大勢の前で発表させるゼミ発表の形式を、教員と1対1で行うようにしたり、ビデオ撮影したものを流す発表にする等、方法・手段の変更・調整を行う
- ・耳栓の着用許可や教室の静穏な環境作り
- ・体調不良時等にいつでも利用できる休憩スペースを用意する
- ・就職支援または学生相談・障害学生支援の相談員による面談・カウンセリング支援

うつ病

【架空事例B】

大学に入学後、大量の課題に追われ、分からないことがあっても気軽に聞けるような同級生がおらずに孤立。気分の落ち込みや意欲・気力の減退、不眠が顕著になり、うつ病と診断される。通院先の病院と学内の学生相談で定期的なカウンセリングが行われており、状況的に落ち着いてきたものの、依然として抑うつ気分や(特に午前中の)覚醒困難、授業での発表・指名時の不安・緊張の高まり、見知らぬ人と関わることへの苦手さは続いている。実家からの通学のため、不眠の影響もあって午前中の授業に出席できないこともある。症状がひどくなった際は頓服薬を飲むようにしている。

<支援・配慮例>



- ・(目に見えにくい)症状があることを関わりのある教職員がきちんと理解する
- ・授業中に寝てしまう可能性があることに関する授業担当教員の理解
- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・授業中の頓服薬の服用許可
- ・無理のない履修計画や課題管理を支援ための面談・カウンセリング
- ・発表方法の変更・調整(例:教員との1対1の発表、レポート課題への代替)
- ・授業中の指名は可能な範囲で控える、あるいは事前に質問内容を伝えておく

パニック症／パニック障害

【架空事例C】

入学後すぐに保護者と一緒に相談。勉強や課題等に追われて高い負荷がかかるとパニック発作(動悸、呼吸困難、発汗、めまい等)が起こることがある。人前での発表も苦手で、発表時または発表が近づくと症状が出る時がある。狭い部屋や人の密集する空間では、圧迫感を感じたり、周りの人が気になって息苦しくなることもあった。高校では、症状が出た際に備えて休憩スペースを用意してもらったり、服薬の許可、発言が難しいようなら順番をとばす等の配慮をしてもらっていた。

<支援・配慮例>



- ・(目に見えにくい)症状があることを関わりのある教職員がきちんと理解する
- ・体調不良時等にいつでも利用できる休憩スペースを用意する
- ・発表方法の変更・調整(例:教員との1対1の発表、レポート課題への代替)
- ・授業中の指名は可能な範囲で控える、あるいは事前に質問内容を伝えておく
- ・授業中の服薬許可
- ・安心できる講義教室の座席確保(例:窓際の席、他者と距離を取りやすい端の席)